

4

利用者負担 (保育料)

入所に伴ってかかる料金です。
令和元年(2019年)10月から、3~5歳児を中心に大きく内容が変わります。

0~2歳児 (幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を除く)

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。年度途中で3歳になっても年度中は0~2歳児の額です。

公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育

かかる費用

※給食費はかかりません(夕食等除く)

①利用者負担

※私立保育園・公立保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育とも同額

+

②延長保育・時間外保育

+

③実費徴収

利用者負担 (基準額表)

世帯の市民税所得割額等により額を決定します。公立・私立問わず共通料金です。

計算方法

次ページの例1~例3のように税額を計算し、算定します。
8月分までと、9月分以降で、元となる税額の年度が変わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税所得割額から算定 (平成30年(2018年)1月~12月の収入から算定)						当年度の市民税所得割額から算定 (平成31年(2019年)1月~令和元年12月の収入から算定)					

※表の税額は、次の控除による税額控除をする前の額です。

住宅借入金控除(住宅ローン)、配当控除、外国税額控除、寄付金控除(ふるさと納税等)等

(令和元年10月から)

階層区分(保育)	国	市	定 義 (金額は市民税所得割額)	利用者負担額 (月額)円		多子世帯への軽減
				保育標準時間	保育短時間	
1	A		生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯	0	(0)	同一世帯の「2人目以降」に当たる児童が入所する場合 ※年齢問わず
			市民税が非課税の世帯	0	(0)	
3	C	1	市民税が均等割のみ課税の世帯	11,900	(11,600)	□一番上の子 全額 □上から2番目 1/2 □上から3番目以降 無料 ※57,700円未満の方 57,700円
		2	11,000円未満の世帯	13,800	(13,500)	
		3	11,000円以上 48,600円未満	15,700	(15,400)	
4	D	1	48,600円以上 53,600円未満	17,400	(17,100)	同一世帯から2人以上の「就学前児童」が入所する場合 ※就学前=0~5歳児対象施設の入所児童で数える
		2	53,600円以上 58,600円未満	19,200	(18,800)	
		3	58,600円以上 63,600円未満	21,000	(20,600)	
		4	63,600円以上 78,600円未満	23,800	(23,300)	
		5	78,600円以上 97,000円未満	27,600	(27,100)	
5	D	6	97,000円以上 117,000円未満	32,000	(31,400)	□一番上の子 全額 □上から2番目 1/2 □上から3番目以降 無料 ※対象施設 ・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部 ・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合 保育所・認定こども園・地域型保育・越谷教会附属越谷幼稚園以外の場合、届出が必要です。「多子軽減に関する届出書(各利用施設にあります)」を入所後提出してください。
		7	117,000円以上 135,000円未満	36,500	(35,800)	
		8	135,000円以上 169,000円未満	41,900	(41,100)	
6	D	9	169,000円以上 202,000円未満	43,700	(42,900)	□一番上の子 全額 □上から2番目 1/2 □上から3番目以降 無料
		10	202,000円以上 235,000円未満	50,000	(49,100)	
		11	235,000円以上 268,000円未満	52,900	(52,000)	
7	D	12	268,000円以上 301,000円未満	55,800	(54,800)	□一番上の子 全額 □上から2番目 1/2 □上から3番目以降 無料
		13	301,000円以上 349,000円未満	60,600	(59,500)	
		14	349,000円以上 397,000円未満	61,200	(60,100)	
8	15	397,000円以上	66,500	(65,300)		

※市民税所得割額 57,700円以上であっても、当面の間、同一世帯の「3人目以降」に該当する場合は、申請の上、無料となります。(埼玉県多子世帯保育料軽減事業)

母子(父子)世帯等への軽減

CまたはD階層(ただし市民税所得割額 77,101円未満の者に限る。)に該当し、次に掲げる世帯は、右表の利用者負担額となります。

- 母子(父子)世帯等
- 在宅障がい児(者)のいる世帯
- 生活保護法に定める要保護者等

階層区分(保育)	保育標準時間	保育短時間	多子世帯への軽減	
C	1	4,950	(4,850)	同一世帯の「2人目以降」に当たる児童が入所する場合 ※年齢問わず
	2	5,900	(5,750)	
	3	6,750	(6,600)	
D	1	7,200	(7,050)	□一番上の子 全額 □上から2番目~無料 ※1 市民税所得割額が 77,101円未満の方まで
	2	7,650	(7,500)	
	3	8,100	(7,950)	
	4*	8,550	(8,400)	

Q & A

離婚した場合、利用者負担は安くなりますか？

例えば母子家庭となった場合、同居者がいない場合は母のみの税額で利用者負担を算定します。結果、基準額より軽減される場合があります(※離婚の翌月から)。ただし、同居者がおり、母の収入が93万円以下の場合、同居親族のうち最も収入額が高い方を「家計の主宰者」として算定しますので、結果、利用者負担が高くなるケースも見受けられます。なお、「離婚前提の別居」の場合は、夫婦関係調整調停中等を除き、不在者を含めて算定します。

利用者負担の計算例

3～5歳児の副食費減免と考え方は同じです

※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。(利用者負担額は保育標準時間の例)

例1 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

父	収入 5,000,000円 税額 200,000円	母	収入 2,000,000円 税額 30,000円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	------------------------------	----------	-----------------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

200,000円（父の市民税額）+30,000円（母の市民税額）=230,000円 ⇒ **D10階層**
利用者負担：2歳児・・50,000円 0歳児・・25,000円（1/2）

例2 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

父	収入 800,000円 税額 0円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	----------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

150,000円（祖父の市民税額） ⇒ **D8階層**
利用者負担：2歳児・・41,900円 0歳児・・20,950円（1/2）

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例3 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

父	収入 1,200,000円 税額 10,000円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	-----------------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000円（父の市民税額） ⇒ **C2階層**
利用者負担：2歳児・・13,800円 0歳児・・6,900円（1/2）

「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書（税額控除の記載があるもの）を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」（主に会社員等の方が対象）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
税額	県民税	税額控除前所得割額④	計算に使用しません
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	

←税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「所得割額⑥」欄に記載の金額が、利用者負担算定の税額となります。

※これらの控除を受けている方は、「所得割額⑥」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、利用者負担算定の税額となります。

「市民税・県民税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎（主に自営業等の方が対象）

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄付金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等 譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額(円)
市民税							
県民税							

↑市民税の「配当控除額(円)」欄から「差引所得割額(円)」欄までを足し合わせた金額が、利用者負担算定の税額となります。

◎延長保育料・時間外保育料

認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収します。

(※「保育時間」を参照)

◎実費徴収（上記以外でかかる費用）

次の実費徴収があります。

入園時	スモック、帽子など
毎月	行事費、布団乾燥代など

※徴収の有無や内容・額は園によって異なります。

※徴収する費用の概要は、冊子「保育施設ガイド」に掲載しています。

🎯企業主導型保育・認可外保育施設

保育所等と異なり、「園が定めた額」となります。

ただし、施設等利用給付認定の「新3号認定」を受けている場合、市から給付を受けられます。

(市民税が非課税の世帯で保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります(⇒31ページ参照))。

※「世帯」の考え方は、利用者負担と同じです。このページの「計算例」を確認してください。

ポイント

◎利用者負担額に関する注意

- 利用者負担額は改定する場合があります。
- 国外で収入がある場合も算定に含めます。
- 転入者等で子ども育成課に課税資料の提出がない場合は、最高額で算定します。

◎利用者負担の納付

- 公立保育所、私立保育園 →市 に納付
- 認定こども園、地域型保育 →施設に納付

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児 認可外等

3～5歳児 (幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を含む)

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。**年度途中で3歳(2号)になっても年度中は0～2歳児の額です。**

公立保育所・私立保育園・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育

かかる費用

①利用者負担

(2号・1号は0円。従来幼稚園も25,700円/月まで給付)

②延長保育・時間外保育(保育施設)

②預かり保育(幼稚園等)

(施設等利用給付認定の新2号認定は給付あり)

③給食費

(副食費は税額や子どもの数で減免あり)

④実費徴収 上乘せ徴収

①利用者負担

(令和元年10月から)

施設類型	公立保育所・私立保育園・認定こども園・新制度幼稚園・企業主導型保育	従来型幼稚園 ※施設等利用給付の「新1号認定」又は「新2号認定」を受ける必要があります						
利用者負担額	<p>0円/月</p> <p>※市民税所得割額等に関係なく、利用者全員がこの額となります。</p> <p>※企業主導型保育は「標準的な保育料が無償化」とされています(市役所への手続はありません)。</p>	<p>次の数式で得られた額</p> <p>保育料(入園料を在籍月割した額を含む) - 25,700円/月</p> <p>※「各園の年間保育料」は、園ごとに異なります。</p> <p>※計算した結果0円以下となった場合、0円となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算例</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料が28,000円の場合</td> <td>2,300円 (28,000円-25,700円)</td> </tr> <tr> <td>保育料が20,000円の場合</td> <td>0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)</td> </tr> </tbody> </table>	計算例	自己負担額	保育料が28,000円の場合	2,300円 (28,000円-25,700円)	保育料が20,000円の場合	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)
計算例	自己負担額							
保育料が28,000円の場合	2,300円 (28,000円-25,700円)							
保育料が20,000円の場合	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)							

②延長保育料・時間外保育料・預かり保育料

(令和元年10月から)

施設類型	公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育)	認定こども園(教育)・新制度幼稚園	従来幼稚園	企業主導型保育						
延長保育料(時間外保育料)	認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収(※「保育時間」を参照)			利用実績に応じて園が徴収						
預かり保育料	<p>市内の標準的な例</p> <p>保育標準時間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00～7:30 250円/回 18:30～19:00 250円/回 19時以降も徴収 <p>保育短時間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00～7:30 250円/回 17:30～18:30 250円/回 18:30～19:00 250円/回 19時以降も徴収 	<p>園が定めた額(プラス保育料は450円×利用日数(上限11,300円/月まで))を園が徴収。ただし、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合、次の数式で得た額を市から給付する。</p> <p>「預かり保育料」- (450円×利用日数(上限11,300円/月))</p> <p>※0～2歳児で市民税非課税の方は上限16,300円</p> <p>※計算した結果、0円以下となった場合は、0円となります。</p> <p>※「新2号認定」には、保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります(⇒31ページ参照)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算例</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった</td> <td>3,000円(12,000円-(450円×20日))</td> </tr> <tr> <td>預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった</td> <td>0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)</td> </tr> </tbody> </table>	計算例	自己負担額	預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった	3,000円(12,000円-(450円×20日))	預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)		
計算例	自己負担額									
預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった	3,000円(12,000円-(450円×20日))									
預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)									

幼稚園等の満3歳児の場合は、施設等利用給付認定の「新3号認定」を受けている場合のみ市から給付を受けられます。※市民税非課税世帯に限られます。

※開園時間1日8時間未満または開園日数200日未満であると市が確認した幼稚園では、併用した認可外保育施設等の保育料を施設等利用給付の「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。

③給食費

▶主食費(ごはん等)

「園が定めた額」です(園によって異なる)。「主食費」は、減免制度はありません。

▶副食費(おかず等)

「園が定めた額」ですが、下表のとおり減免があります。

※従来型幼稚園は手続が必要となります。提出時期等は市から案内します。

※企業主導型保育は減免制度がありません。(令和元年10月から)

※「対象施設」とは

- ・小学校・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部
- ・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合

階層	定義	副食費(円)			多子世帯への軽減	
		従来型幼稚園	新制度幼稚園、認定こども園(教育)	公立保育所・私立保育園、認定こども園(保育)	区分	条件
1	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯				幼稚園、認定こども園(教育)	公立保育所・私立保育園、認定こども園(保育)
2	市民税非課税世帯	4,500/月まで補助	0	0	条件	小学校1～3年生の兄弟から数えて3人以上の児童が対象施設(小学校・保育所等含む)に入所する場合
3	市民税均等割のみ課税世帯				料金	同一世帯から3人以上の「就学前児童(0～5歳児)」が入所する場合 ※対象施設の入所児童で数える
4	市民税所得割額が57,700円未満					上から3番目以降に該当する児童は「無料」(※従来型幼稚園は4,500円/月まで補助)
5	市民税所得割額が57,700円以上77,101円未満	4,500/月まで補助	0	園が定めた額		
6	市民税所得割額が77,101円以上			園が定めた額		

※市民税所得割額77,101円未満で次のいずれかに該当する場合は0円となります。

- ・母子(父子)世帯等
- ・在宅障がい児(者)のいる世帯
- ・要保護者等

副食費(給食)の計算例

園で定めた副食費の額が「4,500円」の場合の例です。
 ※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。

0～2歳児の利用者負担
 と考え方は同じです

例1 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(教育)）、祖父、祖母

父	収入 5,000,000円 税額 200,000円	母	収入 2,000,000円 税額 30,000円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	------------------------------	----------	-----------------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

200,000円(父の市民税額) + 30,000円(母の市民税額) = 230,000円 ⇒ 6階層
 副食費：5歳児(教育)・・・4,500円 3歳児(教育)・・・4,500円(2人目でも減免ありません)

例2 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(保育)）、祖父、祖母

父	収入 800,000円 税額 0円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 2,500,000円 税額 60,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	----------------------	----------	----------------------	-----------	-----------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

60,000円(祖父の市民税額) ⇒ 5階層
 利用者負担：5歳児(教育)・・・0円 3歳児(保育)・・・4,500円

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例3 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(教育)）、祖父、祖母

父	収入 1,200,000円 税額 10,000円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	-----------------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000円(父の市民税額) ⇒ 4階層
 利用者負担：5歳児(教育)・・・0円 3歳児(教育)・・・0円

「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書(税額控除の記載があるもの)を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」(主に会社員等の方が対象)

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
	県民税	均等割額⑦	
		税額控除前所得割額④	計算に 使用し ません
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
均等割額⑦			

←税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「所得割額⑥」欄に記載の金額が、副食費減免の算定における税額となります。

※これらの控除を受けている方は、「所得割額⑥」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、副食費減免の算定における税額となります。

「市民税・県民税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎 (主に自営業等の方が対象)

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄附金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等 譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額(円)
市民税							
県民税							

↑市民税の「配当控除額(円)」欄から「差引所得割額(円)」欄までを足し合わせた金額が、副食費減免の算定における税額となります。

実費徴収・上乗せ徴収(上記以外でかかる費用)

次の実費徴収や上乗せ徴収があります。

入園時	入園料、通園バッグ、体操着、園服など
毎月	実費徴収 行事費、布団乾燥代、教材費など (幼稚園等はバス代等もあり)
	上乗せ徴収 (※認定こども園・幼稚園のみ) 特別教育費など

※徴収の有無や内容・額は園によって異なります。
 ※保育施設と「プラス保育」幼稚園で徴収する費用の概要は、冊子「保育施設ガイド」に掲載しています。

認可外保育施設

保育所等と異なり、「園が定めた額」となります。

ただし、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合、市から給付を受けられます。
 (保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります(⇒次ページ参照))。

ポイント

副食費の減免に関する注意

- 国外で収入がある場合も算定に含めます。
- 転入者等で越谷市に課税資料の提出がない場合は、減免できません。

主食費・副食費の納付

- 公立保育所 → 市 に納付
- 私立保育園、認定こども園
幼稚園、企業主導型保育 → 施設に納付